

令和4年度1月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年1月25日 午前9時30分～10時40分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 4番 内野 喜昭
5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄 7番 池田 稔
8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 10番 石井 一
11番 川口 浩 12番 栗原 茂 13番 大舘 浩一
14番 石井 進 15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜
17番 新井 祥穂

欠席委員 3番 越阪部 一

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号2番 越阪部勲委員、4番 内野喜昭委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字雪見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,228平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：受人の営農状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員：地元である久米地区では農地を耕作していないため、営農状況についての意見はありません。近隣の農家によると地元の農家との付き合いは無いと聞いております。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字月見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は129平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は進入路です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を自己用住宅の進入路として使用するものです。なお、宅地と合わせた総面積は2,574.54平方メートルです。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員：申請地に隣接する宅地に蔵がありますが、自宅との一体利用地として転用

することを考えると、通行が困難であると思います。取り壊す予定はありますか。

事務局： 取り壊す予定はありません。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字月見原の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて917平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け車両待機所を設置するものです。なお本件は、申請地が既存敷地の2分の1を超えない敷地拡張であることから不許可の例外に当たり駐車場の設置は可能となります。なお、畑以外の拡張面積が703.97平方メートルあり、既存敷地面積と合わせますと全体で5,053.67平方メートルです。

申請番号2番、所在地は北中二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は4,739平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途はイベントスペース、グラウンドゴルフ場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受けイベントスペース及びグラウンドゴルフ場として利用するものです。

以上の2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

委員： 申請地の隣地の農地が遊休農地となっておりますが、申請者に草を除去してもらうことはできますか。

事務局： 申請地以外の草の除去については、所有者に指導することになります。隣地農地については以前から遊休農地となっているため、継続して指導を行っています。

委員： グラウンドゴルフ場の貸出し方法はどのようになっていますか。

事務局： 予約制となっております。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可後の計画変更申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下安松字中原です。地目は登記は畑、現況は雑種地です。面積は298平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は貸住宅、駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断されます。申請事由は昨年8月総会で審議いただいた案件で、当初事業計画の単身者用共同住宅から一家族専用の社宅に変更するとともに、社宅及び駐車場の配置を変更するものです。なお、本申請地は旧暫定逆線引き地区であり、市街化調整区域に編入された平成3年12月24日以前から駐車場として使用されていたため、畑への復旧は求めないものとします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議 長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字梅ヶ原です。現況地目は畑で、面積は1,440平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字西原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,390平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平の9筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて14,275平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南一本木の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積2筆合わせて3,726平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年2月1日から令和7年1月31日までの2年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中新井字富士見台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて990平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年2月1日から令和7年1月31日までの2年間です。

以上の5件です。

議 長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委 員： 受人の狭山市での耕作状況は確認していますか。また、受人は狭山市で就農をしていたはずですが、今後、狭山市に居住する必要はあるのでしょうか。

事務局： 狭山市での耕作状況については、狭山市の耕作証明書で確認しています。また、狭山市に居住することについては、狭山市の新規就農の要件に市内に居住することの規定がないので、今後も所沢市に居住するものと考えられます。

委 員： 狭山市ではどのような作物を栽培していますか。

事務局： 主にネギやキャベツです。所沢市でも同様の作物を作付け予定です。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、17件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による届出書の取消願について」は、2件の届出がありました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明をしました。

「報告事項7 農地賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農地の賃借料の目安となる実勢賃借料について報告します。令和4年1月から令和4年12月までに締結公告された賃貸借契約における賃借料水準10アールあたりは、100円未満切捨て、使用貸借は含まないもので、平均額10,100円、最高額40,400円、最低額1,000円、データ数は63件でした。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。